

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1285号)

平成27年2月26日

横情審答申第1285号

平成27年2月26日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

平成26年9月25日健更相第525号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成26年6月26日付港北高第736号の個人情報開示決定通知書に基づき開示された愛の手帳（横浜市療育手帳）の記載内容」の個人情報非訂正決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「平成26年6月26日付港北高第736号の個人情報開示決定通知書に基づき開示された愛の手帳（横浜市療育手帳）の記載内容」の個人情報を非訂正とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成26年6月26日付港北高第736号の個人情報開示決定通知書に基づき開示された愛の手帳（横浜市療育手帳）の記載内容」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成26年8月26日付で行った個人情報非訂正決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非訂正理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第37条第2項の規定に基づき全部を非訂正としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件個人情報は、必要な事項を全て記載しており、不備はないものであるため、記載内容を訂正しない。
- (2) 横浜市療育手帳制度実施要綱（以下「要綱」という。）第3条第2項第3号で記載事項とされている愛の手帳（横浜市療育手帳）（以下「手帳」という。）の交付日は、実際に手帳を渡した日ではなく、障害の程度の判定日と同日としている。これは、手帳の交付に基づく福祉サービス等の利用が交付日をもって発生するため、市民の利益を考え、運用上取り決めているものである。
よって、本件個人情報に係る異議申立人（以下「申立人」という。）の手帳（以下「本件手帳」という。）の交付履歴欄にある「特定年月日交付」との記載は、手帳の事務に係る統一的な対応として行ったものである。
- (3) 本件手帳の交付履歴欄に関しては、初めて手帳を交付した日を手帳の表紙に記載し、直近の1件のみを交付履歴欄に記載している。その間の過去の交付履歴は、手帳の効力に影響せず、かつ手帳のスペース上全ての履歴を掲載するのが困難なことからこのような運用としているものであり、特に記載すべき理由は認められない。

(4) 本件手帳の備考欄に記載した過去の判定記録については、申立人からの要望に基づき、要綱に定めた記載事項とは別に記載したものである。一方、申立人の過去の交付状況については、本件手帳の再交付申請の事実が具体的に確認できないため、本件手帳に記載すべき内容ではない。

(5) したがって、本件では、直近の交付日及び備考欄に記載された過去の判定記録の記載に事実の誤りがあるとは認められないことに加えて、手帳は過去の交付履歴を記載することが求められる文書ではないこと及び申立人の過去の交付状況は現在具体的に確認できないことから、訂正を要する理由はないと判断した。

なお、本件処分に当たっては、平成26年5月22日横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申（以下「審査会答申」という。）第1267号の判断を参考にした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 本件処分を取り消す、との決定を求める。

(2) 本件手帳の記載に誤りがあるので訂正するよという請求に対して、「誤りはない」ではなく「不備はない」という本件処分の理由は明らかに失当であることから、本件処分に係る理由の付記には重大な誤りがあり、瑕疵があり違法であることから取り消されるべきである。

(3) 実施機関は、手帳の交付日は判定日と同日としているので、実際交付する日付と一致しなくてよいというのであるが、妥当ではない。

(4) 平成25年度から、手帳交付を行政処分として扱うことに伴って、手帳交付処分に対する不服申立制度の教示をすることになったことから、提訴期間の起算点の関係からも交付日は正確に取り扱うべきである。実際の交付日より遡及して判定日と同日とされたことによって、申立人に不利益を与えている。したがって、本件手帳の交付日を、現に交付した日付と訂正すべきである。

(5) 要綱第12条に規定されている愛の手帳交付台帳（システム）には平成7年及び平成5年の再交付の情報が入力されていて公の記録として認められていることから、本件手帳の備考欄に判定日ではなく交付日を記載することができたことは明らかである。判定履歴ではなく交付履歴を記載すべきである。

(6) 実施機関は、審査会答申第1267号における審査会の判断を参考にしているが、以下のとおり納得がいくものではない。

ア 本件手帳の交付履歴欄に情報を追記することについて、審査会答申第1267号では、手帳に記載すべき事項について定めている要綱第3条に掲げられた事項については、全て記載されているとして、訂正請求の対象となる「事実」に誤りがある場合に該当するとはいえず、訂正請求の対象にはならないと判断した。しかしながら、履歴とは過去のデータが全てそろっていてこそ意味があるものである。それを虫食いのように最初と直近以外は記載しなくてよいということでは何のために履歴の欄を手帳に設けているのかわからない。

イ 本件手帳の交付履歴欄にある再交付の日付を訂正することについて、審査会答申第1267号では、児童相談所及び障害者更生相談所が要綱に基づいて業務を行うため市が定めている「療育手帳業務マニュアル」に手帳の再交付の日付は、障害の程度の再判定日とされていることを根拠にして、再判定日と同日に再交付日としたことに過誤はなく、「事実」に誤りはないと判断した。しかしながら、この判断における「事実」が実際に手帳の交付を行ったことを指しているのではないことは明らかである。審査会は、「手帳を交付した行為」ではなく、「再判定日と同日に再交付日と判断した行為」を過誤のない事実としてすり替えているのである。

ウ 本件訂正請求は、本件手帳の交付履歴欄にある「特定年月日交付」を現に交付した日付にすること及び本件手帳の備考欄において判定履歴ではなく交付履歴に訂正するとの決定を求めたものである。審査会答申第1267号に係る案件では、交付履歴欄の記載内容の訂正を求めたものであり、本件とは訂正を求める箇所が違っているため、安易に比較対象の参考とはならない。

(7) 本件手帳の交付履歴欄における訂正について、申立人は正確な事実の記載を主張しているにすぎない。その事実と反してまで判定日と同日扱いすることが正当であるとは到底思えず、またそれは事実ですらないことから、事実と即した交付日を正確に記載すべきである。

5 審査会の判断

(1) 本件個人情報について

本件個人情報は、本件手帳のうち、交付履歴欄及び備考欄の情報である。交付履歴欄には、申立人に係る手帳の直近の交付履歴情報として「特定年月日 交付 交付内容:再判定」と記載されている。備考欄には、過去の判定に係る情報として、判定年月日、障害の程度及び判定機関に係る情報が記載されている。

(2) 本件処分の妥当性について

ア 条例第34条第1項では、「何人も、自己を本人とする保有個人情報・・・の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。」と規定している。

イ 本件手帳は、審査会答申第1267号に係る対象保有個人情報と同一の手帳である。申立人は、訂正を求める箇所として、審査会答申第1267号では本件手帳の交付履歴欄とし、本件訂正請求では交付履歴欄及び備考欄としているが、本件手帳の交付履歴に係る情報の訂正を求めるという趣旨は同じである。

本件手帳に係る非訂正決定の妥当性については、審査会答申第1267号において示したとおりであり、現時点において同答申における判断を覆すような事情の変化も認められない。

なお、申立人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件個人情報を非訂正とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成26年9月25日	・実施機関から諮問書及び非訂正理由説明書を受理
平成26年10月16日 (第177回第三部会) 平成26年10月23日 (第257回第一部会)	・諮問の報告
平成26年11月4日	・異議申立人から意見書を受理
平成26年11月14日 (第261回第二部会)	・諮問の報告
平成26年12月5日	・異議申立人から意見書(追加)を受理
平成26年12月11日 (第260回第一部会)	・審議
平成27年1月22日 (第262回第一部会)	・審議